

ID: 251

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の減免		
例規名 根拠条項	八頭町合併処理浄化槽事業分担金徴収条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第154号		
<p>【根拠条文】 (分担金の減免) 第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認めるものに対し分担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者 (2) 災害その他特別の事情があると認められる者 (3) 公益上必要があると認められる者及び法人</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日